

2019年度

事業報告

2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで

公益財団法人 神林留学生奨学会

1. 事業活動

(1) 外国人留学生奨学金支給事業／活動、研究への助成事業

①2019年4月24日(水)

選考・審査委員会開催。2019年度奨学生として、大学院生15名の採用を決定（継続採用10名を含む）。同研究助成5件の採用を決定。

②2019年4月26日(金)

採用者および大学宛に採用通知発送。研究助成採用通知発送。

③2019年 4月1日(月)～2020年 3月31日(火)

2019年度奨学生15名に対し、各12万円を月々支給（但し、4・5月分は5月に支給）【総額：2,160万円】。2019年度研究助成 5件に対し、5月に4件に各50万円、1件に80万円を支給、更に同4件に対し11月に残りの50万円を支給【総額：480万円】。

④2019年11月26日(火)

書面決議による選考・審査委員会で、2019年度研究助成の追加2件の採用を決定。

⑤2019年12月4日(水)

2019年度研究助成の追加2件に対し、各50万円を支給【総額：100万円】。

⑥2020年1月14日(火)

2020年度募集書類（推薦依頼）を指定大学（35校）宛に発送。

(2) 奨学生に対する主な奨学支援事業【総額：1,853,023円】

①2019年5月26日(日) 【支出合計額：226,864円】

「2019年度奨学生採用式」を開催。また、採用式終了後の歓迎昼食会では奨学生、研究助成者と財団役員の交流を図り、あわせて生活指導を行った。

（出席者31名）

②2019年9月30日(月)

奨学生の「エッセイ、小論文」、研究助成者の「研究中間報告」の提出締切。

奨学生の、日本と自国に対する思いや留学での関心事、研究内容等を把握する上で大変役立つ。同時に、生活指導の資料として貴重なものとなった。役員の方々にも奨学生の小論文のコピーを郵送した。

③2019年12月7日(土) 【支出合計額：913,303円】

年末交流会を上野精養軒で開催。奨学生、研究助成者、奨学生OBとその家族、財団役員が一堂に集い、相互交流を図り親睦を深めた。（参加者73名）

④2020年2月

奨学生に対し、卒業の可否、次年度の進級・進路予定等の確認を行った。

⑤2020年3月【支出合計額：90,000円】

3月18日(水)に開催を予定していた「2019年度研究報告会・送別会」が中止となったため、卒業者9名(修士1名、博士8名)に対して例年お祝いとして手渡していた図書券を郵送した。

⑥奨学生に、日本、アジアの文化芸術を学んでいただく目的で、次のイベントに参加した。同時に役員、奨学生の交流を図った。

1) 2019年7月12日(金)【支出合計額：159,330円】

「社会人のための歌舞伎鑑賞教室(菅原伝授手習鑑、棒しばり)」鑑賞(於、国立劇場小劇場)。鑑賞後に学生と食事をしながら懇談。

2) 2019年10月2日(水)【支出合計額：21,830円】

「能楽鑑賞講座」(於、アートコンプレックスセンター)。講座終了後に学生と食事をしながら懇談。

3) 2019年10月31日(木)【支出合計額：145,708円】

「外国人のための能楽鑑賞教室(能：葵上 狂言：棒しばり)」鑑賞(於、国立能楽堂)。鑑賞前に学生と食事をしながら懇談。

4) 2019年12月1日(日)【支出合計額：27,246円】

「田大成テノールリサイタル」鑑賞(於、北とぴあつつじホール)鑑賞後に学生と食事をしながら懇談。

5) 2019年12月14日(土)【支出合計額：114,020円】

「外国人のための文楽鑑賞教室(平家女護島)鑑賞(於、国立劇場小劇場)。鑑賞前に学生と食事をしながら懇談。

6) 2019年12月20日(金)【支出合計額：42,000円】

「第十回東京旋律音楽会」鑑賞(於、TOKYO FMホール)

7) 2020年1月11日(土)【支出合計額：32,610円】

「能・狂言(能：天鼓 狂言：末廣かり)」鑑賞(於、十四世喜多六平太記念能楽堂)。鑑賞後に学生と食事をしながら懇談。

8) その他【支出合計額：83,112円】

事務所を訪れたOBや奨学生と懇談。

(3) その他

①5月18日(土)、19日(日)に一橋大学と共催で「12th Trans Pacific Labor Seminar in Tokyo」を開催した。

②9月10日(火)から16日(月)まで、東京藝術大学工藤晴也教授に対する研究助成プロジェクトに当財団事務局の加茂が同行し、中国のウルムチとトルファンを訪問した。

- ③新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴い、3月18日(水)に開催を予定していた「2019年度研究報告会・送別会」を中止とした。
- ④3月の理事会、評議員会を持ち回りにして、書面決議を行った。

2. 附属明細書について

2019年度の事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

以上